平成２８年（フ）第２８０号
埼玉県所沢市西狭山ケ丘２丁目3165番地の４　クワハイム１、前住所埼玉県所沢市西狭山ケ丘２丁目3165番地の４　クワハイム５
債務者　小林　政春
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３３８号
埼玉県川越市大字山田1497番地１、前住所埼玉県川越市大字山田910番地３
債務者　高橋　　優
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５３号
新潟県上越市柿崎区柿崎411番地４　ビューハイツ201号
債務者　齊川たか子
1　決定年月日時　平成28年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第２１４号
静岡県沼津市御幸町１番28号　小俣方、前住所東京都八王子市大和田町３丁目11番28―217号
債務者　京谷いづみ
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第９８８号
名古屋市西区浮野町83番地　グリシーヌＡ号
債務者　東本　正純
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８２号
愛知県岩倉市東新町南江向21番地１　岩倉団地45棟406号
債務者　高橋マリアこと　ＴＡＫＡＨＡＳＨＩ　ＰＥＲＥＩＲＡ　ＭＡＲＩＡ　ＤＥ　ＬＯＵＲＤＥＳ
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第６４９号
京都市伏見区下鳥羽北ノ口町64番地　グランディール伏見804号室
債務者　梅津　里佳（旧名清正）
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５６号
兵庫県加東市南山３丁目３番地３　メゾン高本Ｉ番館202号
債務者　伊藤　　悟
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第２４号
和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬2478番地の10
債務者　池田　洋子
1　決定年月日時　平成28年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第１５６号
岐阜県関市山田868―31、住民票上の住所岩手県九戸郡洋野町小子内第３地割45番地２
債務者　澤口　孝幸（旧姓川戸）
1　決定年月日時　平成28年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１８９号
岐阜市鏡島中１丁目13番34号
債務者　後藤　文惠
1　決定年月日時　平成28年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第９２２号
愛知県瀬戸市原山台２丁目21番407号
債務者　冨山　由香
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０９号
滋賀県近江八幡市日吉野町644番地52
債務者　杉　　俊通
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１１０号
滋賀県近江八幡市日吉野町644番地52
債務者　杉　　博子
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１２２号
滋賀県彦根市新海浜２丁目６番地９（305号）
債務者　浅田　麻衣
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第４０８号
大阪府河内長野市北貴望ケ丘21番８号
債務者　竹鼻美装こと　竹ケ鼻良平
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４６７号
堺市東区大美野160番地１　ルミナス大美野102号、前住所堺市東区北野田141番地10
債務者　岩本　安志
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで大阪地方裁判所堺支部破産係